

建設工事業者の皆様へ

平成20年5月28日
豊 田 市

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和について（お知らせ）

従来、同一の工事現場である場合を除き、現場代理人の複数の工事の兼務を認めておりませんでした。工事現場への常駐義務について、下記のとおり緩和することとします。

記

- 1 契約金額が500万円未満の工事については、以下の条件をすべて満たす場合に工事現場に常駐しているものとして取扱い、現場代理人の複数の工事の兼務を認める。
 - （1）同時に兼務できる工事の数は、2件までとする。ただし、いずれも豊田市発注の工事であること。
 - （2）契約金額が500万円以上の工事の主任技術者を兼務していないこと。
 - （3）兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。

- 2 適用時期
平成20年6月1日以降の契約案件

【問い合わせ】

豊田市役所 総務部契約課 工事・工事委託担当

TEL (代表)0565(31)1212 (内2331)

(直通)0565(34)6616